

建築動態統計調査規則施行要領

一 一般的事項

- (一) 建築動態統計調査の実施に関する都道府県の事務は、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、及び建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号、以下「規則」という。）によるほか、本要領によるものとする。
- (二) 建築動態統計調査は、建築着工統計調査と建築物滅失統計調査からなっており、これらの種類、内容及び規則との対応関係は別表－1のとおりである。
- (三) 調査又は報告は、10㎡を超えるすべての建築の工事、除却の工事又は災害によって滅失及び損壊した建築物について行う。
- (四) 調査票は、着工予定期日、除却予定期日又は災害のあった日が属する月分を当該月分として作成する。
- (五) 調査票は各1部作成し、作成対象月の毎翌月13日までに必着するように国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室建築統計係に郵送又は携行する。ただし、調査事項を明確に判別できるように記録する場合には、調査票に代えて、磁気テープ又はMO等の磁気媒体により提出しても良い。
- (六) 調査票を郵送又は携行するときは、必ず様式－1の送付目録を添えて紛失脱漏のないように注意すること。
- (七) 調査に必要な事項は次に定めるもののほか、別添の「建築動態統計調査票記入要領」による。

二 建築着工統計調査

- (一) 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査（以下「建築着工統計調査」という。）の調査票の作成は、建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (二) 建築工事届の受理にあたっては次の点に留意すること。
 - 1 建築工事届を受理したときに一連の受理番号を付す。
 - 2 建築工事費予定額等調査事項の記入漏れのないよう指導する。
- (三) 建築着工統計調査票は建築物着工統計欄と住宅着工統計欄に分かれており、これの記入は次のように行う。
 - 1 建築工事届に記載のある建築物の1棟につき建築物着工統計欄の1行に記入する。
 - 2 1の建築物に住宅の全部又は一部が含まれる場合は、住宅着工統計欄にも記入する。
 - 3 2の場合で1棟の中に利用関係が異なる住宅があるときは、利用関係ごとに1欄ずつ記入する。

三 補正調査

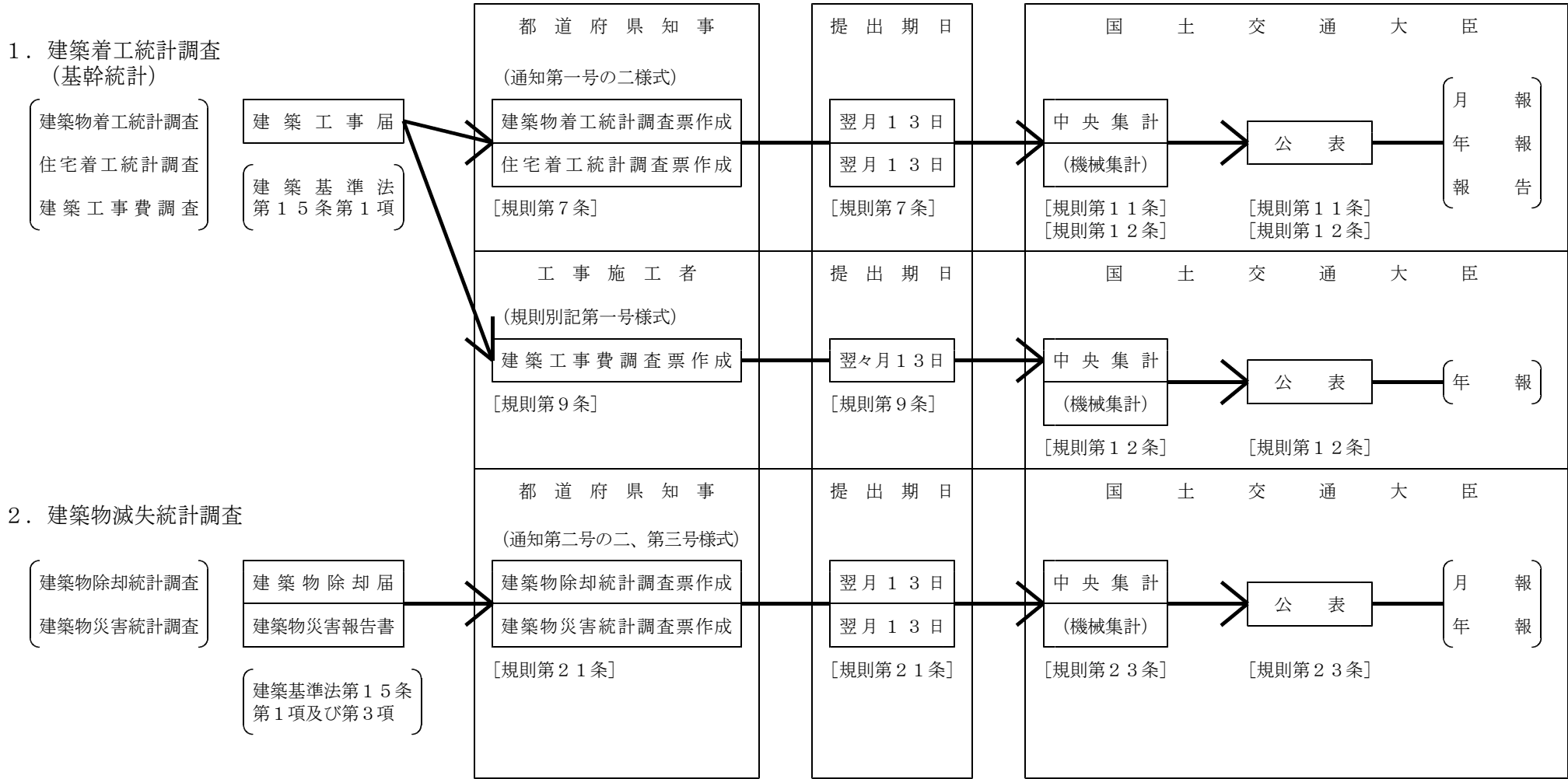
- (一) 補正調査は別表－２に掲げる市区において実施する。
- (二) 補正調査の対象となる建築物は、別表－３の抽出率によって抽出された建築物とする。
- (三) 補正調査の調査事項のうち、実施床面積及び工事実施額は、原則として実地調査によって記入し、その他の調査事項は、調査の対象となる建築物が記載されている建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (四) 補正調査の実地調査は、原則として建築基準法第７条第４項の規定による検査に併せて行うこととし、同条第１項の規定による申請のない場合には工事完了後速やかに実地調査を行う。

四 建築物滅失統計調査

- (一) 建築物除却統計調査票の作成は、建築基準法第１５条第１項の規定による建築物除却届又は建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (二) 建築物災害統計調査票の作成は、建築基準法第１５条第３項の規定による建築物災害報告書から必要事項を転記することによって行う。

別表－1

建 築 動 態 統 計 調 査



(注) 「規則」とは、建築動態統計調査規則をいう。「通知」とは、国土交通大臣が定める調査票について（令和6年10月1日国総情建第71号）をいう。

第 年 月 号 日

国土交通省総合政策局
情報政策課建設経済統計調査室長 あて

都 道 府 県 部長

建築動態統計調査規則に基づく報告について

標記について、 年 月分を下記のとおり提出いたします。

記

- | | |
|--------------|---|
| 一、建築着工統計調査票 | 枚 |
| 一、建築物除却統計調査票 | 枚 |
| 一、建築物災害統計調査票 | 枚 |